

報道機関各位



公益財団法人

北海道中小企業総合支援センター



記

発表項目	「パートナーシップ構築宣言」を行いました
概要	<p>当センターは、6月24日付けで、内閣府や中小企業庁、北海道等が推進する「パートナーシップ構築宣言」を行いました。</p> <p>パートナーシップ構築宣言は、宣言を行う者が発注者の立場から、下請事業者等の取引先との望ましい取引慣行を遵守し、取引に係る関係者全体の付加価値向上や共存共栄を目指すことを宣言するものです。</p> <p>当センターでは、従来から下請かけこみ寺事業の実施により、中小企業・小規模事業者が抱える取引上の様々な悩み事に関する相談対応など、下請取引の適正化を推進しています。</p> <p>こうした取組に加え、今回、新たに「パートナーシップ構築宣言」を行い、発注者の立場から下請事業者等の取引先との望ましい取引慣行を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商習慣の是正により一層取り組むことにより、取引に係る関係者全体の付加価値向上や共存共栄を目指してまいります。</p> <p><b>【宣言の内容】</b> 別添の「パートナーシップ構築宣言」のとおり</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"><p>「パートナーシップ構築宣言」については、同宣言事務局のポータルサイトをご覧ください。 <a href="https://www.biz-partnership.jp/index.html">https://www.biz-partnership.jp/index.html</a></p></div>
問合せ先	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部(担当:加来、中屋) 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階 ☎ 011-232-2402      ✉ keieishien@hsc.or.jp

## 「パートナーシップ構築宣言」

当センターは、取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

地域の支援機関等との連携を図り、国や北海道の支援施策の実施を通じて、中小企業者等の経営革新及び創業並びに経営資源の確保・強化等に関する支援に取り組みます。

#### b. IT実装支援

当センターの総合相談窓口や専門家派遣による支援、並びに国や北海道の支援施策の実施を通じて、中小企業・小規模事業者のIT人材の確保や育成支援に取り組みます。

#### c. 専門人材マッチング

中小企業・小規模事業者に対して、中小企業診断士や税理士、公認会計士等の専門人材を派遣し、経営革新や経営改善等の取組を支援します。また、地域の金融機関や民間人材事業者等との連携により、中小企業・小規模事業者の企業戦略を具現化できる専門人材の採用を支援します。

#### d. グリーン化の取組

中小企業・小規模事業者に対して、脱炭素の取組への啓蒙活動を行うとともに、支援機関等と連携して、中小企業者等の脱炭素化への取り組みを支援します。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増

加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

#### ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については相場やデータ等に基づく合理的な価格を設定します。

2024年6月24日

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

理事長 野村 聡